

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

都市計画課 景 観 係

議案名

議案第 11 号 桐生市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

屋外広告物法の一部改正に伴い、広告物等の表示を制限する地域について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

広告物等の表示を制限する禁止地域等に、「田園住居地域(※)」を加えるものです。

※田園住居地域とは

都市緑地法等の一部を改正する法律の中で、都市計画法の一部改正が行われ、用途地域の一つとして田園住居地域が創設されました。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住環境の保護を目的とした用途地域です。第一種低層住居専用地域では設置の認められなかった農産物直売場や農家レストランなどの農業用施設について、一定規模の範囲内で設置を可能としています。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

都市緑地法等の一部を改正する法律の中で、屋外広告物法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されます。

田園住居地域は良好な住環境の保護という目的があり、このような目的の地域に屋外広告物の必要性は低く、景観を害さないためにも屋外広告物の表示を制限するものです。

また、同地域は、第一種低層住居専用地域等からの変更が想定されており、これらの地域は既に禁止地域等として定められていることから、同様の規制を行うものです。